

【監理団体に対する許可取消しの内容】

1 許可取消しを行った監理団体

- (1) 監理団体名：DTB交流促進協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 佐藤 環
- (3) 所在地：広島県福山市沼隈町大字草深 1930 番地 4

2 処分内容

技能実習法第 37 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 4 年 9 月 30 日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

外国の送出機関である TVC 人材開発貿易サービス株式会社との間で、技能実習生等が本邦において行う技能実習に関連して、技能実習に係る契約の不履行について送出管理費を減額する取決めをしていたこと、及び当該取決めに基づき送出管理費を減額していたことから、監理事業を適正に遂行することができる能力を有するものとは認められず、技能実習法第 25 条第 1 項第 8 号の基準を満たさないため、同法第 37 条第 1 項第 1 号に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。

【監理団体に対する改善命令の内容】

1 改善命令を行った監理団体

- (1) 監理団体名：協同組合岡山県貿易振興会
- (2) 代表者職氏名：代表理事 古中 一
- (3) 所在地：岡山県倉敷市児島田の口七丁目 5 番 16 号

2 処分内容

技能実習法第 36 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 9 月 30 日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

3 処分理由

傘下の実習実施者に対する監査を適切に行っていないこと、傘下の実習実施者が技能実習法第 16 条第 1 項各号のいずれかに該当する疑いがあると認めたにもかかわらず、監理責任者の指揮の下に、直ちに、臨時監査を行っていないこと、及び技能実習法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的で虚偽の文書を外国人技能実習機構に提出したことから、監理事業の適正な運営を確保するため、技能実習法第 36 条第 1 項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。

【監理団体に対する改善命令の内容】

1 改善命令を行った監理団体

- (1) 監理団体名：北総農業経営支援事業協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 齊藤 照夫
- (3) 所在地：千葉県八街市榎戸 458 番地

2 処分内容

技能実習法第36条第1項の規定に基づき、令和4年9月30日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

3 処分理由

事業活動に関し、外国人に不正に出入国管理及び難民認定法の規定による許可を受けさせる目的で、偽造された文書を地方出入国在留管理局に提出したことから、監理事業の適正な運営を確保するため、技能実習法第36条第1項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：イワタプレス工業株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 柴田 真
- (3) 所在地：静岡県磐田市上岡田 464 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（11 件）

- 令和元年 9 月 27 日認定 「認1906028931」「認1906028932」「認1906028933」
令和 2 年 7 月 13 日認定 「認2006014185」「認2006014186」「認2006014187」
同年 8 月 17 日認定 「認2006018911」「認2006018912」
同年 9 月 14 日認定 「認2006016134」「認2006016135」「認2006016136」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 4 年 9 月 30 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、これが確定し、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：カンサイ株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 川村 壮毅、代表取締役 川村 良子、
代表取締役 川村 宗徳
- (3) 所在地：岐阜県揖斐郡大野町大字本庄字村前 333-1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（8件）

- 令和元年11月22日認定「認1906045370」「認1906045371」「認1906045372」
令和2年2月28日認定「認1906063056」「認1906063057」
同年10月22日認定「認2006014595」「認2006014596」「認2006014597」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第7号の規定に基づき、令和4年9月30日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、これが確定し、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社京才電機製作所
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 星子 幸英
- (3) 所在地：愛知県常滑市久米字池田 200 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（16 件）

令和元年10月25日認定 「認1906032965」「認1906032966」「認1906032967」
「認1906032968」「認1906032969」「認1906032970」
令和 2 年10月22日認定 「認2006010423」「認2006010424」「認2006010425」
「認2006010426」「認2006010427」「認2006010428」
令和 3 年 3 月 8 日認定 「認2006043181」「認2006043182」「認2006043183」
「認2006043184」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 4 年 9 月 30 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、これが確定し、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：佐川 明好
 - (2) 代表者職氏名：佐川 明好
 - (3) 所在地：徳島県阿南市中林町原 35 番地 2

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3 件）
令和元年 9 月 27 日認定「認1910003467」「認1910003468」「認1910003469」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、令和 4 年 9 月 30 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
技能実習生との間で技能実習計画と反する内容の取決めをしていたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号（同法第 9 条第 6 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：自然応用科学株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 堀田 博泰
- (3) 所在地：愛知県名古屋市中区錦一丁目 13 番 26 号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (37 件)

平成30年 9月14日認定 「認1806036830」
同年11月 2日認定 「認1806047526」 「認1806047527」
平成31年 3月 4日認定 「認1806067444」
令和元年 7月16日認定 「認1906018189」
同年 7月26日認定 「認1906021529」 「認1906021530」 「認1906021531」
「認1906021532」
同年11月14日認定 「認1906043681」 「認1906043682」
同年12月24日認定 「認1906052617」 「認1906052618」 「認1906052619」
「認1906052620」 「認1906052621」 「認1906052622」
令和 2年 5月 8日認定 「認2006001564」 「認2006001565」 「認2006001566」
同年 7月13日認定 「認2006014295」 「認2006014296」 「認2006014297」
同年10月21日認定 「認2006027671」 「認2006027672」 「認2006027673」
「認2006027674」 「認2006027675」 「認2006027676」
「認2006027677」 「認2006027678」 「認2006027679」
「認2006027680」
令和 3年 2月17日認定 「認2006041533」 「認2006041534」 「認2006041535」
「認2006041536」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 4 年 9 月 30 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、これが確定し、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：有限会社昭和ダイカスト工業
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 森島 啓文
 - (3) 所在地：岐阜県海津市平田町今尾 1396 番地の 1

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6 件）
 - 令和元年 7 月 5 日認定「認1906015018」「認1906015019」
 - 同年10月 9 日認定「認1906036281」
 - 令和 2 年 9 月23日認定「認2006021121」
 - 同年11月 4 日認定「認2006013334」「認2006013335」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 4 年 9 月 30 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、これが確定し、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：有限会社大名
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 原田 馨
 - (3) 所在地：岡山県倉敷市黒石字水谷 1117 番地

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（7件）

平成30年6月26日認定「認1809004230」「認1809004231」「認1809004232」
令和元年7月17日認定「認1909006846」
同年7月26日認定「認1909004331」「認1909004332」「認1909004333」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和4年9月30日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社ツルタテクノス
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 鶴田 光久
- (3) 所在地：愛知県碧南市明石町7番地8

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（42件）

平成30年9月20日認定 「認1806023988」「認1806023989」「認1806023990」
「認1806023991」「認1806023992」
同年11月27日認定 「認1806042063」「認1806042064」「認1806042065」
令和元年7月23日認定 「認1906019579」「認1906019580」「認1906019581」
「認1906019582」
同年9月4日認定 「認1906018392」「認1906018393」「認1906018394」
「認1906018395」
同年9月26日認定 「認1906033642」「認1906033643」「認1906033644」
「認1906033645」
同年11月22日認定 「認1906034578」「認1906034579」「認1906034580」
「認1906034581」
令和2年1月14日認定 「認1906055163」
同年1月27日認定 「認1906047738」「認1906047739」
同年7月10日認定 「認2006013849」「認2006013850」
同年8月18日認定 「認2006012232」「認2006012233」
同年9月30日認定 「認2006024331」
同年11月4日認定 「認2006020572」「認2006020573」「認2006020574」
「認2006020575」
同年11月18日認定 「認2006028201」「認2006028202」
同年11月26日認定 「認2006028708」「認2006028709」「認2006028710」
「認2006028711」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和4年9月30日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、これが確定し、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社羽山商店
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 羽山 政一
- (3) 所在地：千葉県南房総市千倉町忽戸 510 番地の 3

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（5 件）

- 平成30年 5 月 1 日認定「認1704025271」
- 同年 6 月 18 日認定「認1804016207」
- 令和元年 5 月 7 日認定「認1904001867」
- 同年12月12日認定「認1904066465」
- 令和 2 年 1 月 28 日認定「認1904078540」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 4 年 9 月 30 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、これが確定し、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：真野 剛
- (2) 代表者職氏名：真野 剛
- (3) 所在地：徳島県徳島市中常三島町3丁目19番地の8 ビア一館403

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6件）

平成30年11月21日認定「認1810005391」「認1810005392」「認1810005393」
令和元年12月18日認定「認1910005051」「認1910005052」「認1910005053」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第2号及び第5号の規定に基づき、令和4年9月30日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

技能実習生との間で技能実習計画と反する内容の取決めをしていたと認められること、及び外国人技能実習機構の職員に対し、虚偽の答弁をしたことから、技能実習法第16条第1項第2号（同法第9条第6号）及び第5号に規定する認定の取消事由に該当するため。